

事業所様を対象とした出張講習について

1 当校では、お仕事の都合や地理的な事情などの理由で技能講習、特別教育及び安全衛生教育（資格取得後5年毎の再教育）の受講（社員の派遣）が難しい事業所様を対象としました出張講習を実施しています。

2 技能講習では、

- フォークリフト運転技能講習（学科1日・実技3日）
- 小型移動式クレーン運転技能講習（学科2日、実技1日）
- 玉掛け技能講習（学科2日、実技1日）
- 高所作業車運転技能講習（学科1日、実技1日）
- はい作業主任者技能講習（学科のみ2日）

※受講には、事業所管理監督者による3年以上の実務経験証明が必要です。

特別教育では、

- フルハーネス型「墜落制止用器具」特別教育（1日 学科5時間・実技2時間）
- クレーン（5t未満）運転特別教育（2日 学科9時間・実技3時間）
- テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（1日 学科6時間、実技2時間）

安全衛生教育では、

- 職長・安全衛生責任者安全衛生教育（2日）
- フォークリフト運転従事者安全衛生教育（技能講習修了者 6時間）
- フォークリフト運転従事者安全衛生教育（特別教育修了者 5時間）
- クレーン運転従事者安全衛生教育（6時間）
- 移動式クレーン運転従事者安全衛生教育（6時間）
- 玉掛け業務従事者安全衛生教育（5時間）

などにつきまして対応しております。

3 受講者お一人の講習料金は、当校施設で受講する場合と同額です。

4 最低受講人数、出張手数料などにつきましては、柔軟に対応しております。

5 受講に際しては、学科講習を行う会議室等（実技を伴う講習の場合は、実技講習を実施できるスペース。屋内外は問いません。）の用意をお願い致します。

6 各講習・教育においては、ご依頼の事業者様の機材を使用させていただいた上で、出張手数料に反映させることも可能です。

まずは、お気軽に御電話にてご相談ください。

令和8年4月1日 長崎クレーン学校